



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *40 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 2
- *41 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 3
- *42 和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (文化国際課)..... 3
- *43 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 5
- *44 県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (")..... 7
- *45 津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例 (建築住宅課)..... 9
- *46 和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例を廃止する条例 (教育委員会)..... 13
- *47 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 13
- *48 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (観光交流課)..... 14

公布された条例のあらまし

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事が収納の事務を委託した者に対して個人の事業税及び不動産取得税に係る徴収金を払い込むことができることとしました。(第6条関係)

2 施行期日

平成24年8月1日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による関係法令の一部改正等に伴い、規定の整備を行いました。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県民文化会館の会議室の開館時間及び利用料金の額の上限を改めるとともに、新たに供用を開始する特設展示室等の利用料金の額の上限を定めるなど所要の改正を行いました。(別表第1及び別表第2関係)

2 施行期日

平成25年4月1日から施行します。

◇和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

紀三井寺公園の陸上競技場の供用時間及び利用料金の額の上限を改めるとともに、新たに供用を開始するトレーニング室等の利用料金の額の上限を定めました。(別表第1及び別表第3関係)

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇**県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例**

1 条例概要

秋葉山公園県民水泳場の供用日及び供用時間並びに利用料金の額の上限を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第 8 条～第 14 条、別表第 1 及び別表第 2 関係)

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇**津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例**

1 条例概要

地震によって倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に支障を生ずるおそれのないよう県及び避難路沿いの建築物等の所有者等の責務を定めるとともに、避難路沿いの建築物等の制限その他必要な事項を定めることにより、避難路における避難の際の安全性の向上を図り、もって県民の生命及び身体の保護に寄与することとしました。

2 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

◇**和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例を廃止する条例**

1 条例概要

和歌山県南紀スポーツセンターを廃止することとしました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇**警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例**

1 条例概要

橋本市の字の区域の変更に伴い、警察署の管轄区域に関する規定の整備を行いました。(本則の表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇**和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

1 条例概要

総合特別区域法の施行に伴い、地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めました。(別表第 3 第 8 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 40 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「自動車税」を「個人の事業税、自動車税及び不動産取得税」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 7 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 1 号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表52の項中「(31)から(37)まで」を「(31)から(38)まで」に改め、同項(31)を次のように改める。

(31) 法第82条第 1 項の規定による報告の徴収（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の販売の業務に係るものに限る。）

第 2 条第 1 項の表52の項中(37)を(38)とし、(34)から(36)までを(35)から(37)までとし、(33)を削り、(32)を(34)とし、(31)の次に次のように加える。

(32) 法第82条第 1 項の規定による報告の徴収（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の販売の業務に係るものを除く。）

(33) 法第82条第 2 項の規定による報告の徴収

第 2 条第 1 項の表52の項中「各市町村」の次に「（(31)については、市を除く。）」を加え、同表中57の項を削り、58の項を57の項とし、59の項から65の項までを 1 項ずつ繰り上げ、66の項を削り、同表67の項中「各市町村」を「各町村」に改め、同項を同表65の項とし、同表68の項から83の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同条第 2 項中「60の項(3)」を「59の項(3)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 7 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 2 号

和歌山県民文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の101会議室及び102会議室の項及び県民ロビーの項を削る。

別表第 2 第 1 項第 2 号中	小 展 示 室	6,400円	
-------------------	---------	--------	--

	小 展 示 室	6,400円	
--	---------	--------	--

3,780円	を	特 設 展 示 室	6,820円
--------	---	-----------	--------

3,780円
4,030円

に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 会議室等

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金					
	午前 9 時 から 正午まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午後 5 時 30分から 午後 9 時 30分まで	午前 9 時 から 午後 5 時 まで	午後 1 時 から 午後 9 時 30分まで	午前 9 時 から 午後 9 時 30分まで
特 設 会 議 室	11,650円	16,480円	23,730円	24,150円	32,550円	39,480円
大 会 議 室	8,710円	13,440円	16,900円	17,430円	23,730円	28,140円
中 会 議 室	5,040円	8,710円	10,810円	11,020円	14,800円	18,270円
1 0 1 会 議 室	4,000円	5,940円	7,650円	8,330円	11,760円	14,280円
1 0 2 会 議 室	4,000円	5,940円	7,650円	8,330円	11,760円	14,280円
4 0 1 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
4 0 2 会 議 室	3,670円	5,460円	7,030円	7,660円	10,810円	13,120円
4 0 3 会 議 室	3,670円	5,460円	7,030円	7,660円	10,810円	13,120円
4 0 4 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
4 0 5 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
4 0 6 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
4 0 7 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
4 0 8 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
4 0 9 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
4 1 0 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
4 1 1 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
5 0 1 会 議 室	3,670円	5,460円	7,030円	7,660円	10,810円	13,120円
5 0 2 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
5 0 3 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
5 0 4 会 議 室	1,570円	2,310円	2,940円	3,670円	4,510円	5,460円
和 室	2,940円	4,510円	5,460円	6,090円	8,710円	11,020円
特 別 会 議 室 A	8,400円	12,600円	15,750円	16,800円	23,100円	27,300円
特 別 会 議 室 B	5,540円	9,570円	11,880円	12,110円	16,260円	20,080円
大 ホ	特 別 楽 屋	760円	930円	1,380円	1,560円	2,410円
	第 1 楽 屋	500円	640円	890円	1,010円	1,570円
	第 2 楽 屋	500円	640円	890円	1,010円	1,570円
	第 3 楽 屋	500円	640円	890円	1,010円	1,570円

ル	第 4 楽 屋	500円	640円	890円	1,010円	1,140円	1,570円
	第 5 楽 屋	500円	640円	890円	1,010円	1,140円	1,570円
	第 6 楽 屋	1,010円	1,260円	1,570円	2,100円	2,310円	3,360円
	第 7 楽 屋	1,470円	2,100円	2,520円	2,940円	3,460円	4,930円
小ホール	第 1 楽 屋	700円	900円	1,190円	1,430円	1,620円	2,290円
	第 2 楽 屋	600円	760円	1,010円	1,210円	1,370円	1,940円
大・小ホール兼用楽屋 1		630円	800円	1,120円	1,270円	1,430円	1,970円
大・小ホール兼用楽屋 2		710円	920円	1,270円	1,440円	1,630円	2,240円
大・小ホール兼用楽屋 3		960円	1,240円	1,720円	1,950円	2,200円	3,030円
リハール室		2,730円	3,880円	4,830円	5,980円	7,030円	9,870円

別表第 2 第 1 項の備考 5 中「100分の130」を「100分の150」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 3 号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

紀三井寺公園	競技場	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、5 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、午後 7 時まで	1 月 5 日から 12 月 27 日まで月曜日（その日が国民の法律（昭和 23 年法律第 17 号）による休日（以下「休日」といふ。）に当たるときは、その日後に最も近い休日でない
	球技場		
	補助競技場		
	登はん競技場		
	野球場	午前 9 時から午後 9 時まで	
	庭球場		

を

紀三井寺公園	陸上競技場	午前 9 時から午後 9 時まで	1 月 5 日から 12 月 27 日まで月曜日（その日が法律（昭和 23 年法律第 17 号）による休日（以下「休日」といふ。）に当たるときは、その日に最も近い休日でない
	野球場		
	庭球場		
	球技場	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、5 月 1 日から 8 月 31 日までの間は、午後 7 時まで	
	補助競技場		
	登はん競技場		

で。ただし、祝日に関する 8 号) に規定という。) においてその日) を除く。

27日まで。ただし、国民の祝日に関する法律第178号)に規定休日」という。)に
 の日後においてその
 でない日)を除く。

に改める。

別表第3の1(1)の表中

陸上 競技 場	一般	9,240円	13,860円	23,100円	4,930円	-	18,790円	28,0
	児童 及び 生徒	4,620円	6,930円	11,550円	2,520円	-	9,450円	14,0

30円	-	-
70円	-	-

を

陸上 競技 場	一般	9,240円	13,860円	23,100円	-	14,550円	-
	児童 及び 生徒	4,620円	6,930円	11,550円	-	7,280円	-

-	28,410円	33,890円
-	14,210円	16,950円

に改め、別表第3の1(3)の表中

全自動計時装置		1回につき
野球場照明 設備	全点灯	1時間につき
	半点灯	1時間につき

10,500円
20,000円
10,000円

を

全自動計時装置		1回に
トレーニング室		1人1
陸上競技場映像装置		1時間
陸上競技 場照明設 備	全点灯	1時間
	半点灯	1時間
	4分の1点灯	1時間
野球場照 明設備	全点灯	1時間
	半点灯	1時間

つき	10,500円
回につき	600円
につき	4,800円

につき	26,500円
につき	13,250円
につき	6,630円
につき	20,000円
につき	10,000円

に改め、同表備考2中「野球場

照明設備」を「陸上競技場映像装置、陸上競技場照明設備、野球場照明設備」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第44号

県民水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

県民水泳場設置及び管理条例（昭和41年和歌山県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（供用日等）

第8条 水泳場の供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるとき又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたときは、臨時に供用日及び供用時間を変更することができる。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第3項及び第6項中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第11条とする。

第13条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

種 別	供 用 時 間	供 用 日
屋内プール、トレーニングルーム、会議室	午前10時から午後9時まで	1月5日から12月27日まで。ただし、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
駐車場	午前9時から午後10時まで	

		を除く。
屋外プール	午前10時から午後 5 時まで	7 月 1 日から 8 月 31 日まで。ただし、月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 11 条関係）

1 プールを個人利用する場合

期 間	区 分	利 用 料 金
7 月から 8 月まで	大人	1 人 1 回につき 500 円
	小人	1 人 1 回につき 250 円
9 月から翌年の 6 月まで	大人	1 人 1 回につき 700 円
	小人	1 人 1 回につき 400 円

備考 「小人」とは、16 歳未満の者をいう。

2 プールを団体利用する場合

幼稚園の園児、小学校の児童若しくは中学校、高等学校若しくは中等教育学校の生徒又はこれらに準ずると認められる者が学校教育のため、30 人以上の団体（引率者のある場合に限る。）でプールを利用する場合の利用料金の額は、7 月から 8 月までの期間にあっては 2 5 0 円、9 月から翌年の 6 月までの期間にあっては 4 0 0 円に当該団体の人数を乗じて得た額の 2 分の 1 の額とする。

3 プールを専用利用する場合

(1) 50メートルプール

区 分			利 用 区 分 及 び 利 用 料 金					
			午前10時から 正午まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午前10時 から 午後 5 時 まで	午後 5 時 30分 から 午後 9 時 まで	午後 1 時 から 午後 9 時 まで	午前10時 から 午後 9 時 まで
アマチュ アスポ ーツに利 用する 場合	入場料 無料の 場合	全面利用	20,000円	40,000円	60,000円	26,000円	66,000円	86,000円
		1 コース利用	4,000円	8,000円	12,000円	5,200円	13,200円	17,200円
	入場料 有料の 場合	全面利用	50,000円	100,000円	150,000円	65,000円	165,000円	215,000円
		1 コース利用	10,000円	20,000円	30,000円	13,000円	33,000円	43,000円
アマチュ アスポ ーツ以 外の 催物に 利用 する 場 合	入場料 無料の 場合	全面利用	60,000円	120,000円	180,000円	78,000円	198,000円	258,000円
		1 コース利用	12,000円	24,000円	36,000円	15,600円	39,600円	51,600円
	入場料 有料の 場合	全面利用	150,000円	300,000円	450,000円	195,000円	495,000円	645,000円

場合	1 コース利用	30,000円	60,000円	90,000円	39,000円	99,000円	129,000円
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------

(2) 25メートルプール

区 分			利 用 区 分 及 び 利 用 料 金					
			午前10時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前10時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前10時から 午後9時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料無料の場合	全面利用	8,000円	16,000円	24,000円	10,400円	26,400円	34,400円
		1 コース利用	2,000円	4,000円	6,000円	2,600円	6,600円	8,600円
	入場料有料の場合	全面利用	20,000円	40,000円	60,000円	26,000円	66,000円	86,000円
		1 コース利用	5,000円	10,000円	15,000円	6,500円	16,500円	21,500円
アマチュアスポーツ以外の催物に利用する場合	入場料無料の場合	全面利用	24,000円	48,000円	72,000円	31,200円	79,200円	103,200円
		1 コース利用	6,000円	12,000円	18,000円	7,800円	19,800円	25,800円
	入場料有料の場合	全面利用	60,000円	120,000円	180,000円	78,000円	198,000円	258,000円
		1 コース利用	15,000円	30,000円	45,000円	19,500円	49,500円	64,500円

4 附属施設を使用する場合

種 別	利 用 区 分 及 び 利 用 料 金	
会議室	午前10時から正午まで	2,100円
	午後1時から午後5時まで	4,200円
	午前10時から午後5時まで	6,300円
	午後5時30分から午後9時まで	2,730円
	午後1時から午後9時まで	6,930円
	午前10時から午後9時まで	9,030円
トレーニングルーム	1人1回につき	800円

5 附属設備を使用する場合

附属設備の種別に応じ知事が定める額

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 5 号

津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地震によって倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げること
を防止するため、津波からの円滑な避難に支障を生ずるおそれのないよう県及び避難路沿いの建築物等
の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）の責務を定めるとともに、避難路沿いの建
築物等の制限その他必要な事項を定めることにより、避難路における避難の際の安全性の向上を図り、
もって県民の生命及び身体の保護に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物その他の土地に定着する工作物のうち規則で定めるものをいう。
- (2) 避難路 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に規定する市町村地域防災計画に
避難路として定められた道をいう。
- (3) 避難路沿いの建築物等 避難路の中心線から規則で定める水平距離の範囲内にある建築物等をいう。
- (4) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項に規定す
る耐震診断をいう。
- (5) 耐震改修等 第6条第1項に規定する基準に適合させることを目的として建築物等の増築、改築、
修繕若しくは模様替若しくは敷地の整備をすること又は当該基準に適合しない建築物等の全部若しく
は一部を除却し、若しくは移転することをいう。

（県の責務）

第3条 県は、市町村と連携し、津波からの円滑な避難に支障を生ずるおそれのないよう避難路沿いの建
築物等の耐震診断及び耐震改修等の促進並びに適切な維持保全に関する施策を総合的に推進するもの
とする。

2 県は、市町村において避難路沿いの建築物等の耐震診断及び耐震改修等の促進並びに適切な維持保全
に関する施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（所有者等の責務）

第4条 避難路沿いの建築物等の所有者等は、当該避難路沿いの建築物等について、津波からの円滑な避
難に支障を生ずるおそれのないよう耐震診断及び耐震改修等を行うとともに、適切に維持保全をするよ
うに努めなければならない。

（特定避難路の指定）

第5条 知事は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津
波浸水想定（以下「津波浸水想定」という。）を踏まえ、次項の規定による提案が行われた場合におい
て、津波からの円滑な避難のため特に重要と認める避難路を特定避難路として指定することができる。

2 市町村長は、規則で定めるところにより、知事に対し、当該市町村の区域に係る避難路のうち、津波
からの円滑な避難のため特に重要と認めるものを特定避難路として指定することを提案することができ
る。

3 知事は、津波浸水想定を踏まえ、第1項の規定による指定をする必要があると認める区域がある場合
にあっては、当該区域を管轄する市町村長に対し、前項の規定による提案をするよう要請することがで
きる。

- 4 知事は、第 1 項の規定により特定避難路を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び避難路沿い建築物等対策審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、第 1 項の規定により特定避難路を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から 2 週間公衆の縦覧に供しななければならない。
- 6 知事は、第 1 項の規定により特定避難路を指定する場合には、その旨及びその位置を公示するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 7 特定避難路の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生じる。
- 8 知事は、第 1 項の規定による指定を行うため必要があると認めるときは、関係市町村長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 9 前各項の規定は、特定避難路の指定の変更又は解除について準用する。

（特定避難路に係る避難路沿いの建築物等の制限）

第 6 条 前条第 1 項の規定により指定された特定避難路に係る避難路沿いの建築物等は、当該特定避難路からの離隔距離に応じ、地震による倒壊により津波からの円滑な避難に支障を生ずるおそれのないものとして、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 前項の規定は、次に掲げる建築物等については、適用しない。
 - (1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は登録有形文化財若しくは登録記念物として登録された建築物等
 - (2) 和歌山県文化財保護条例（昭和 31 年和歌山県条例第 40 号）第 3 条第 1 項の規定により指定文化財として指定された建築物等
 - (3) 文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づく市町村の条例の規定により重要な文化財として指定された建築物等
 - (4) 前 3 号に掲げるものを除き、前条第 1 項の規定による指定の際現に存する建築物等で前項に規定する基準に適合しないもの（前条第 1 項の規定による指定のあった日以降に耐震改修等に着手したものを除く。）

（耐震改修等の措置の勧告及び命令）

第 7 条 知事は、前条第 2 項各号に掲げる建築物等を除き、同条第 1 項に規定する基準に適合しない第 5 条第 1 項の規定により指定された特定避難路に係る避難路沿いの建築物等の所有者等に対し、相当の期限を定めて、耐震改修等の措置をとることを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る避難路沿いの建築物等の所有者等に意見を述べる機会を与えるとともに、当該避難路沿いの建築物等の所在地を管轄する市町村長及び避難路沿い建築物等対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、第 1 項の規定による勧告を受けた避難路沿いの建築物等の所有者等が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、当該避難路沿いの建築物等の所在地その他規則で定める事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 知事は、第 1 項の規定による勧告を受けた避難路沿いの建築物等の所有者等が当該勧告に従わなかったときは、当該避難路沿いの建築物等の所有者等に対し、相当の期限を定めて、耐震改修等の措置をとることを命ずることができる。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（円滑な避難に著しく支障を生ずるおそれのある建築物等に対する措置）

第 8 条 知事は、第 6 条第 2 項第 4 号に規定する建築物等のうち、第 5 条第 1 項の規定により指定された特定避難路に係る避難路沿いの建築物等が当該特定避難路における津波からの円滑な避難に著しく支障を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものに該当する場合は、当該避難路沿いの建築物等の所有者等に対し、相当の期限を定めて、耐震改修等の措置をとることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた避難路沿いの建築物等の所有者等が当該勧告に従わなかったときは、当該避難路沿いの建築物等の所有者等に対し、相当の期限を定めて、耐震改修等の措置をとることを命ずることができる。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定による勧告及び前項の規定による命令について準用する。

（報告及び立入調査）

第 9 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第 5 条第 1 項の規定により指定された特定避難路に係る避難路沿いの建築物等の所有者等に対し、当該避難路沿いの建築物等について報告を求め、又はその職員に当該避難路沿いの建築物等若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（避難路沿い建築物等対策審議会の設置等）

第 10 条 避難路沿いの建築物等の制限に関する重要事項について、調査審議するため、避難路沿い建築物等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、避難路沿いの建築物等の制限に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

3 審議会は、避難路沿いの建築物等の制限に関する重要事項について、知事に意見を述べるることができる。

（組織）

第 11 条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員は、法律、防災又は建築に関し優れた識見を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第12条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第14条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 7 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 6 号

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例を廃止する条例

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例（平成 6 年和歌山県条例第42号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 7 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 7 号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県橋本警察署の項中「北宿」を「北宿 紀ノ光台一丁目～紀ノ光台三丁目」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 7 月 6 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 48 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 8 項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

ア 法第43条第 8 項において準用する通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録の申請に対する審査

1 件につき 5,000円

イ 法第43条第 8 項において準用する通訳案内士法第23条第 2 項の規定に基づく登録証の訂正

1 件につき 4,000円

ウ 法第43条第 8 項において準用する通訳案内士法第24条の規定に基づく登録証の再交付

1 件につき 4,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。